

新旧対照表

株式等振替決済口座管理約款	
新	旧
第1条～第3条（現行どおり） （共通番号の届出） 第3条の2 お客様は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」といいます。）その他の関係法令等の定めに従って、振替決済口座を開設するとき、共通番号（番号法第2条第5項に規定する個人番号又は同条第16項に規定する法人番号。以下同じ。）の通知を受けたときその他番号法その他の関係法令等が定める場合に、お客様の共通番号を当社に届け出て頂きます。その際、番号法その他の関係法令の規定に従い本人確認を行わせて頂きます。 第4条～第25条（現行どおり） （振替受益権の信託財産への転換請求の取次ぎ等） 第25条の2 当社は、ご依頼があるときは、振替受益権について、信託契約及び機構の規則等その他の定めに従って信託財産への転換請求の取次ぎの手続きを行います。（信託財産の発行者が所在する国又は地域（以下「国等」といいます。）の諸法令、慣行及び信託契約の定め等により転換請求の取次ぎを行うことができない場合を除きます。） <u>尚、当該転換により取得した信託財産については、この約款によらず、当社が別に定める規定により管理することがあります。</u> 2 当社は、ご依頼があるときは、振替受益権の信託財産について、信託契約及び機構の規則等その他の定めに従って、当該振替受益権への転換請求の取次ぎの手続きを行います（信託財産の発行者が所在する国等の諸法令、慣行及び信託契約の定め等により転換請求の取次ぎを行うことができない場合を除きます。）。	第1条～第3条（省略） （共通番号の届出） 第3条の2 お客様は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」といいます。）その他の関係法令等の定めに従って、振替決済口座を開設するとき、共通番号（番号法第2条第5項に規定する個人番号又は同条第15項に規定する法人番号。以下同じ。）の通知を受けたときその他番号法その他の関係法令等が定める場合に、お客様の共通番号を当社に届け出て頂きます。その際、番号法その他の関係法令の規定に従い本人確認を行わせて頂きます。 第4条～第25条（省略） （振替受益権の信託財産への転換請求の取次ぎ等） 第25条の2 当社は、ご依頼があるときは、振替受益権について、信託契約及び機構の規則等その他の定めに従って信託財産への転換請求の取次ぎの手続きを行います。（信託財産の発行者が所在する国又は地域（以下「国等」といいます。）の諸法令、慣行及び信託契約の定め等により転換請求の取次ぎを行うことができない場合を除きます。） 2 当社は、ご依頼があるときは、振替受益権の信託財産について、信託契約及び機構の規則等その他の定めに従って、当該振替受益権への転換請求の取次ぎの手続きを行います（信託財産の発行者が所在する国等の諸法令、慣行及び信託契約の定め等により転換請求の取次ぎを行うことができない場合を除きます。）。

第 25 条の 3～第 26 条（現行どおり） （お客様への連絡事項） 第 27 条 当社は、振替株式等について、次の事項をお客様に通知します。 （１）最終償還期限（償還期限がある場合に限りです。） （２）残高照合のための報告 2 前項の残高照合のための報告は、振替株式等の残高に移動があった場合に、四半期に 1 回以上通知します。 また、法令等の定めるところにより取引残高報告書を定期的に通知する場合には、残高照合のための報告内容を含めて行いますので、その内容にご不審の点があるときは、速やかに当社のリスクマネジメント部へ直接ご連絡下さい。 3 当社は、前項の規定にかかわらず、お客様が特定投資家（金商法第 2 条第 31 項に規定する特定投資家（同法第 34 条の 2 第 5 項の規定により特定投資家以外の顧客とみなされる者を除き、同法第 34 条の 3 第 4 項（同法第 34 条の 4 第 6 項において準用する場合を含みます。）の規定により特定投資家とみなされる者を含みます。）をいいます。）である場合であって、当該お客様からの第 2 項に定める残高照合のための報告（取引残高報告書による通知を含みます。以下本項において同じ。）に関する事項についての照会に対して速やかに回答できる体制が整備されている場合には、当社が定めるところにより残高照合のための報告を行わないことがあります。 4 当社は、第 2 項に定める残高照合のための報告のうち、次の各号に掲げる書面に記載されているものについては、第 2 項の規定にかかわらず、残高照合のための報告を行わないことがあります。 （１）個別のデリバティブ取引等に係る契約締結時交付書面 （２）当該デリバティブ取引等に係る取引の条件を記載した契約書	第 25 条の 3～第 26 条（省略） （お客様への連絡事項） 第 27 条 当社は、振替株式等について、次の事項をお客様に通知します。 （１）最終償還期限（償還期限がある場合に限りです。） （２）残高照合のための報告 <u>（３）お客様に対して機構から通知された事項</u> 2 前項の残高照合のための報告は、振替株式等の残高に移動があった場合に、四半期に 1 回以上通知します。 また、法令等の定めるところにより取引残高報告書を定期的に通知する場合には、残高照合のための報告内容を含めて行いますので、その内容にご不審の点があるときは、速やかに当社のリスクマネジメント部へ直接ご連絡下さい。 3 当社は、前項の規定にかかわらず、お客様が特定投資家（金商法第 2 条第 31 項に規定する特定投資家（同法第 34 条の 2 第 5 項の規定により特定投資家以外の顧客とみなされる者を除き、同法第 34 条の 3 第 4 項（同法第 34 条の 4 第 6 項において準用する場合を含みます。）の規定により特定投資家とみなされる者を含みます。）をいいます。）である場合であって、当該お客様からの第 2 項に定める残高照合のための報告（取引残高報告書による通知を含みます。以下本項において同じ。）に関する事項についての照会に対して速やかに回答できる体制が整備されている場合には、当社が定めるところにより残高照合のための報告を行わないことがあります。 4 当社は、第 2 項に定める残高照合のための報告のうち、次の各号に掲げる書面に記載されているものについては、第 2 項の規定にかかわらず、残高照合のための報告を行わないことがあります。 （１）個別のデリバティブ取引等に係る契約締結時交付書面 （２）当該デリバティブ取引等に係る取引の
---	--

	条件を記載した契約書
第 28 条～第 41 条（現行どおり）	第 28 条～第 41 条（省略）
附則	附則
2008 年 10 月 31 日 制定	2008 年 10 月 31 日 制定
2009 年 1 月 5 日 施行	2009 年 1 月 5 日 施行
（2008 年 10 月 31 日 改定）	（2008 年 10 月 31 日 改定）
2009 年 11 月 20 日 施行	2009 年 11 月 20 日 施行
2010 年 7 月 1 日 施行	2010 年 7 月 1 日 施行
2012 年 1 月 1 日 施行	2012 年 1 月 1 日 施行
2012 年 4 月 1 日 施行	2012 年 4 月 1 日 施行
2012 年 9 月 1 日 施行	2012 年 9 月 1 日 施行
2013 年 9 月 6 日 施行	2013 年 9 月 6 日 施行
2014 年 12 月 1 日 施行	2014 年 12 月 1 日 施行
2015 年 12 月 14 日 施行	2015 年 12 月 14 日 施行
2017 年 1 月 1 日 施行	2017 年 1 月 1 日 施行
2017 年 5 月 30 日 施行	2017 年 5 月 30 日 施行
2019 年 3 月 1 日 施行	2019 年 3 月 1 日 施行
2021 年 6 月 21 日 施行	2021 年 6 月 21 日 施行
2022 年 9 月 1 日 施行	2022 年 9 月 1 日 施行
<u>2025 年 8 月 1 日 施行</u>	